

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310700990	5RL01AW0026 0001						
品名 または 件名							
冷凍車レンタル							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
3.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐業				伊丹駐業 総務科 伊藤 1 曹 (3 1 1 6)			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
伊丹駐業 補給科 糧食班				令和7年8月5日 (火) ~ 令和7年9月5日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年7月28日 (月) 10時00分 会計隊 事務室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
 - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年7月10日～令和7年7月25日（0815～1700）
- 4 入札方法
 - (1) **本入札は郵送または持参（立会不可）による入札のみとする。（以下郵便等による入札）**
 - (2) **郵便等による入札については、令和7年7月25日17時00分到着分までを有効とする。**
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が100万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (2) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年7月25日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
 - (3) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
 - (4) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
 - (5) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
 - (6) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (7) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：長峯
072-782-0001 内線(3424) FAX072-782-0035 (直通)
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊補給科 担当：清水
072-782-0001 内線(3268)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

調達要求番号：第 5RL01AW0026 号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
名 称	冷凍車レンタル	承 認	令 和 年 月 日
		作 成	令 和 7 年 7 月 8 日
		変 更	令 和 年 月 日
		作成部隊等	伊 丹 駐 屯 地 業 務 隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊伊丹駐屯地における給食業務に必要な食材等を冷凍冷蔵保管等する際に、使用する冷凍車の借上について必要な事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

部外委託に関わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として部外委託に関わる契約履行の検査を行う者

2 件 名

冷凍車レンタル

3 使用場所

兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地）

4 借上冷凍車の規格等

1	車 種	4tロングワイド
2	台 数	3台
3	全 長	8,750mm 基準
4	全 幅	2,500mm 基準
5	全 高	3,250mm 基準
6	実効内寸(長さ)	6,130mm 基準
7	実行内寸(幅)	2,270mm 基準

8	積載量	2, 450kg 基準
9	パワーゲート	あり
10	簡易2室(間仕切板)	あり
11	スタンバイ機能	あり
12	バックアイカメラ	あり
13	温度帯	マイナス30℃
14	その他	車両のエンジンを切っても、外部電源により、冷凍冷蔵庫の代わりとして使用可能なもの その際、取得電源は 200V・20A によりスタンバイコードを付属しているもの

5 契約期間

令和7年8月5日（火）～令和7年9月5日（金）

6 レンタルの受領及び返納要領

- a) 冷凍車の伊丹駐屯地までの往復の陸送は、契約業者が実施する。
- b) 8月5日（火）の15時までに、契約業者は伊丹駐屯地への冷凍車の搬入を実施する。
- c) 9月5日（金）の17時を目途として、契約業者は、伊丹駐屯地から冷凍車の撤去を実施する。

7 検査

- a) 冷凍車を指示する場所に搬入し、検査官立会いの下、試運転を含む受領検査を実施、合格をもって納品完了とする。
- b) 契約期間終了後、冷凍車の撤去をもって契約完了とする。
- c) 契約業者は、検査結果が不合格の場合、速やかに同種の代替品を準備する。

8 その他

- a) 納入に際し仕様書に疑義を生じた場合、または仕様書に記載なき事項については、検査官と協議の上指示に従うものとする。
- b) 使用中に故障が発生した場合は、契約業者は速やかに対応するものとする。
- c) 不都合事項は、相互に通知するものとする。
- d) 災害等発生し、契約内容の履行に著しく影響する場合は、検査官と協議の上指示に従うものとする。
- e) 連絡調整先

伊丹駐屯地業務隊補給科糧食班

清水 電話 072-782-0001 （内線 3268）

